

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯崎英彦

広島県条例第十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定
障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第八十六条を次のように改める。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第八十六条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第二十二項に規定する複合型サービスであつて、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービス（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）が、地域において生活介護が提供されていないこと等により、生活介護を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）に登録を受けた者（以下「登録者」という。）を通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指

定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条各号に掲げる基準は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第五十三条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第七十三条において準用する同条例第五十三条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は規則で定める要件を満たした構造改革特別区域法（平成十四年法律第二百八十九号）により自立訓練とみなされる通いサービス（以下「構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービス」という。）を利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録をした利用者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）は、二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行う本体事業所との密接な連携の下に運営される事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）以下とすること。
- 二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第五十三条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第七十三条において準用する同条例第五十三条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける利用者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。）は、登録定員を二で除して得た数から十五（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型住宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型住宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型住宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第五十三条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第七十三条において準用する同条例第五十三条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービスの利用者及び障害児の数の合計数を当該指定小規模多機能型住宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数とした場合において、指定小規模多機能型住宅介護又は指定看護小規模多機能型住宅介護に係る従業者の員数に関する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける利用者に対して適切な基準該当生活介護を提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第九十九条の見出し中「指定小規模多機能型住宅介護事業所」を「指定小規模多機能型住宅介護事業所等」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 指定小規模多機能型住宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型住宅介護事業者であつて、第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第五十三条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同条例第七十三条において準用する同条例第五十三条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービスを利用する当該指定小規模多機能型住宅介護事業所等の登録者に対して指定小規模多機能型住宅介護又は指定看護小規模多機能型住宅介護のうち宿泊サービス（指定小規模多機能型住宅介護事業所等に登録者を宿泊させて行う指定小規模多機能型住宅介護又は指定看護小規模多機能型住宅介護をいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

第九十九条第二号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「九」の下に「（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六）」を加え、同条第三号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定小規模多機能型居宅介護）を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護）」に改める。

附則第三条から附則第八条までを次のように改める。

（地域移行支援型ホームの特例）

第三条 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間は、第一百八十三条第一項（第一百八十六条の六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

一 事業を開始する時点の指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の量が、法第八十九条第一項の規定により定めることとされている広島県障害福祉計画において定める必要な量に満たない地域であること。

二 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第一百八十三条第二項から第七項までの規定を適用する場合においては、第一百八十三条第二項中「四人以上」とあるのは「四人以上三十人以下」とする。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等）

第四条 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間）

第五条 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活援助等を提供してはならない。

（地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針）

第六条 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から起算して原則二年以内に住宅

等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

第七条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第百八十六条において準用する第五十四条の規定を適用する場合にあつては、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第五条に規定する期間内に附則第六条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置)

第八条 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たつては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告するとともに、当該地域移行推進協議会から要望、助言等を聴取しなければならない。

2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から要望、助言等を聴取しなければならない。

附則第九条を削り、附則第十条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十日」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第十一条を削り、附則第十二条を附則第十条とし、附則第十三条を附則第十二条とし、附則第十四条を附則第十二条とする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。